

# ポストコロナを見据えた指宿市商品開発等事業補助金 公募要領

～市内事業者の商品開発へのチャレンジを支援します～

## 1 事業の実施目的

地域産品の製造、販売により市外からの資金を獲得する事業を実施しようとする事業者が、ポストコロナの消費需要を見据えて実施する新たな商品の開発、既存商品の改良、パッケージの改良に必要な経費の一部を補助します。

なお、今回の補助事業は、今後のマーケットやニーズに合った商品の開発・改良を行うため、各分野の専門家からの個別支援プログラム（「ワークショップ」や「オンライン相談」での指導・助言）も併せて実施します。

## 2 用語の意義

この要領に記載する用語の意義は下記のとおりとします。

### (1) パッケージ

商品イメージを表現する容器包装、シール等

### (2) 主な原材料

食品表示に記載される原材料のうち、重量又は価格の割合の高い上位3位までのもの。又は、その商品の特徴として商品名やパッケージデザインに原材料の名称の記載があるもの。

## 3 対象となる事業者

(1) 対象となる事業者は、次の①～③のいずれかに該当する者とします。

- ① 本市に住民登録のある個人
- ② 本市に法人開設届を提出している法人
- ③ 本市産業の振興に資する団体

(2) 次の事項に該当する場合は、対象となる事業者から除外します。

- ① 市税等に滞納がある。（新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する経営環境の悪化により市税等の滞納がある者で徴収猶予の特例制度を活用している者、又は市税等の完済に向けて納付計画を結んだ者のうち計画どおりに遂行している者は除く。）
- ② 指宿市暴力団排除条例に規定する暴力団員等が、その事業活動を支配している。

## 4 対象となる商品

対象となる商品は、農畜水産物、加工食品又は工芸品などのうち、次の事項に該当するものとする。

- ① 自ら市内で生産、製造又は加工したものを自社商品として販売するもの
- ② 市内で生産、製造又は加工されたものを主な原材料として製造委託し、自社商品として販売するもの
- ③ 加工食品については、出荷日から5日以上賞味期限が保証されているもの

## 5 対象となる事業

(1) 市外からの資金の獲得を目的に行う、次の①～③のいずれかの事業とします。

- ① 新商品の開発を行う事業
- ② 既存商品の改良を行う事業
- ③ 商品パッケージの改良を行う事業

(2) 次の項目に該当する場合は、対象となる事業から除外します。

- ① 商品の製造又は販売に必要な各種免許や許可を取得していない。
- ② 商品開発等実施期間内に商品等を完成することができない。

## 6 補助対象となる経費

下表のいずれかに該当するもののうち、国、県等の補助金を受けていない経費とします。また、納品書や領収書等により物品等の発注や納品、支払いを行ったことが確認できるものとし、領収書や発注書等は補助金交付決定以降のものが交付対象となります。

区分	内容
消耗品費	試作の際に要した原材料又は副資材、加工に使用する器具、パッケージ用資材、販売促進資材その他必要と認められる消耗品の購入に要する経費（通常の仕入等と明確に分かれていない、又は事業実施に必要と考えられる量を大幅に超えるものは除く。）
機材購入・賃借費	新商品等の開発に必要と認められる機材の購入・賃借に要する経費（パソコン、プリンターなど汎用性の高いものは除く。）
通信運搬費	材料、資材、試作品等の送付に係る送料（切手の購入は除く。）
手数料	成分分析・検査費用等（補助対象経費に該当するものの振込手数料は除く。）
委託料	調査研究委託費、加工委託費、パッケージ製作委託費、事業実施に付随するパンフレット・ポスター・シール・梱包用資材・販売促進資材等の製作委託費等
使用料及び賃借料	加工施設使用料、機械リース料等

## 7 補助率・補助金額、補助金交付申請の回数

(1) 補助率・補助金額

事業	補助率	補助限度額
① 新商品の開発を行う事業	1 / 2	150,000 円
② 既存商品の改良を行う事業	1 / 2	150,000 円
③ 商品パッケージの改良を行う事業	1 / 2	100,000 円
④ 上記①～③を1回の申請で併せて実施する事業	1 / 2	150,000 円

(2) 補助金交付申請の回数

1 事業者につき交付申請の回数は1回のみとします。なお、1回の交付申請で申請可能な商品は3商品以内とし、商品数にかかわらず1回の交付申請に係る補助限度額は上記の額とします。

## 8 開発する商品等について

開発する商品等の内容は事業計画書(第2号様式)に記入してください。複数の商品を申請する場合は、優先度の高いものを同計画書の「商品1」から順に記入してください。また、「販売チャネル」の選択については下記を参考に選択してください。

なお、複数の商品を申請し、それぞれ「販売チャネル」が異なる場合は、「商品1」で選択された「販売チャネル」を優先して、補助事業者の採択や個別支援プログラムを行いますのでご注意ください。

販売チャネル	販売チャネルの説明
都市部卸売	高質スーパーマーケットなど
都市部小売	食のセレクトショップなど
通販・ふるさと納税	通信販売又はふるさと納税返礼品など
お土産・市外来訪者	市外からの来訪者等に向けて地域産品を販売する道の駅や土産品店

## 9 事業者募集期間

令和3年12月13日(月)～令和4年1月14日(金) 17:00まで

## 10 商品開発等実施期間

補助金交付決定日(令和4年1月下旬～2月上旬)～令和4年7月31日(日)

## 11 補助金交付申請の手続き

### (1) 申請書類について

補助金の交付申請にあたり、下記の書類を提出していただきます。なお、提出された申請書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。また、応募書類は返却しません。

①ポストコロナを見据えた指宿市商品開発等事業実施計画書(第1号様式)

②事業計画書(第2号様式)

※複数の商品を申請する場合は、優先度の高い商品から順に記入してください。

③消費税及び地方消費税の納税義務が免除となる事業者は、免除であることがわかる書類

④任意団体の場合は、その構成する団体等の概要一覧(規約、名簿など)

⑤その他参考となる資料

### (2) 申請書類の入手方法

申請書類は下記の市ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードが困難な場合は下記へ問い合わせてください。

### (3) 申請書類の提出方法

申請書類に必要な事項を記入のうえ持参又は郵送で提出期限(必着)までに提出してください。なお、申請書類のデータについても下記のメールアドレスへ併せて送信してください。

#### 【提出・送信先】

〒891-0497 指宿市十町 2424 番地

指宿市役所 ふるさと納税室 特産品振興係(担当:豊崎,山下)

TEL0993-22-2111(内線147) Mail [urusato-tokusan@city.ibusuki.jp](mailto:urusato-tokusan@city.ibusuki.jp)

市ホームページ <https://www.city.ibusuki.lg.jp> (企業向けニュース、募集のお知らせに掲載)

## 12 審査・採択について

### (1) 審査の対象、基準、方法

#### ①審査対象

事業計画書(2号様式)で申請する商品のすべてが審査対象となります。

#### ②審査基準

項目	内容
事業の実現性	商品開発等を実施しようとする理由が明確であるか
	商品の企画、ターゲット、販売チャンネルが明確であるか
	事業の実施体制が確保されているか
	将来の方向性や目標が明確であるか
事業の優位性	商品のアピールポイントや「こだわり」があり、差別化が図れるか
	事業の新規性や独自性があるか
事業の貢献度	事業者経営への貢献や課題解決が明確になっているか
	地域経済への波及効果に寄与するものであるか

#### ③審査方法

上記基準に基づき、市が選定した委員が商品ごとに審査し、採点を行います。

また、申請する商品が複数の場合は、申請する全ての商品の総得点を商品数で除したものを、採点結果とします。なお、審査に係る採点結果の公表は行いません。

### (2) 採択について

#### ①採択数

予算の範囲内で概ね20者程度を採択します。

#### ②採択方法

複数の商品を申請した場合、事業計画書(第2号様式)において、商品1(優先度の最も高い商品)に記載された商品の「販売チャンネル」を基準とし、「販売チャンネル」ごとに採点結果の上位3者を採択します。残りについては「販売チャンネル」にかかわらず、採点結果の上位者から順に採択します。

※概ね令和4年1月下旬～2月上旬に決定します。

## 13 個別支援プログラムについて

本補助事業は、ポストコロナの都市部小売、通販、ふるさと納税等のマーケット動向や商品ニーズを意識しながら「売れる・選ばれる商品」を開発していくため、個別支援プログラムとして、各分野の専門家により以下の個別支援を行います。実施内容については、別添の「個別支援プログラム」をご覧ください。なお、補助事業者として採択された場合、個別支援プログラムへの参加は必須となります。

### (1) 個別支援内容

- ①商品開発ワークショップ
- ②オンライン個別指導・助言

### (2) 講師の決定

事業計画書(第2号様式)において、商品1(優先度の最も高い商品)に記載された商品の「販売チャンネル」の講師による上記(1)の個別支援を実施します。

## 14 補助金交付の手順、今後のスケジュール

